

# 飯塚市民事暴力相談センターだより

(令和5年7月号 NO.84号)



## 暴力団追放！「3ない運動+1」の推進

プラスワン

### 暴力団を「利用しない」



全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です。

- 暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしぼられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手が弱い、甘いと見ると、トコトン食らい付き離れません。

### 暴力団を「恐れない」



恐れは「誤ったイメージから」恐れることは暴力団を助長させる。

- 暴力団は怖いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢をもつことです。

### 暴力団に「金を出さない」



金が「腐れ縁の元」暴力団を支援・容認することになる。

- 暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや租の活動資金を、常にかぎ回っているカネのための集団です。

### 暴力団と「交際しない」



交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる。

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

暴力団が恐れているもの、それは、あなたの暴力団を恐れぬ「**勇氣**」なのです。

その「**勇氣**」を応援するのが、暴力団排除条例であり、暴力団対策法です。市民が一体となって、社会の敵暴力団を追放し、

**「暴力団のいない安心安全な街」**をつくりましょう。

発行 飯塚市役所 防災安全課 消防安全係内（飯塚市民事暴力相談センター）  
住所 〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号  
TEL 0948-22-3883 ・ FAX 0948-22-5754